

令和元年 6 月 14 日

給付型奨学金（日本学生支援機構）について

平成 29 年度より、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金制度が実施されていますが、令和二年度からは授業料等減免制度の創設と併せて給付型奨学金も拡充されることとなりました。この制度は、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、返還不要の奨学金を給付し、進学を後押しすることを目的とするものです。給付型奨学金制度の理念を十分に踏まえ、給付奨学生としてふさわしい者のうち、次の所得要件、学業要件、その他を満たす者が対象となります。在校生に加え、卒業から 2 年以内であれば予約奨学金を申し込むことができます。

【所得要件】

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等
- ・本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産合計額が基準額未満

【学業要件】次のいずれかを満たす

- ・申込時までの評定平均値が 3.5 以上である
- ・レポートの提出や学校における面談により、学習意欲等が認められる

【その他の要件】

- ・日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、又は永住の意志が認められる定住者
- ・高校等在学中又は高校等卒業後 2 年以内であること

* 詳細、申込みについては 6 月中に本校ガイダンス部までご連絡ください *